

追加型投信／海外／株式

作成基準日：2025年11月28日

設 定 日	2007年9月27日
信 託 期 間	2027年9月30日まで
決 算 日	毎年1回（9月30日。当該日が休業日の場合は翌営業日）
信 託 報 酬	ファンドの日々の純資産総額に対して年率2.068%（税抜1.88%）

基 準 価 額	12,355円
純 資 産 総 額	4,049(百万円)
組 入 銘 柄 数	44銘柄

基準価額および純資産総額：ペビーファンドベース

組入銘柄数：マザーファンドベース

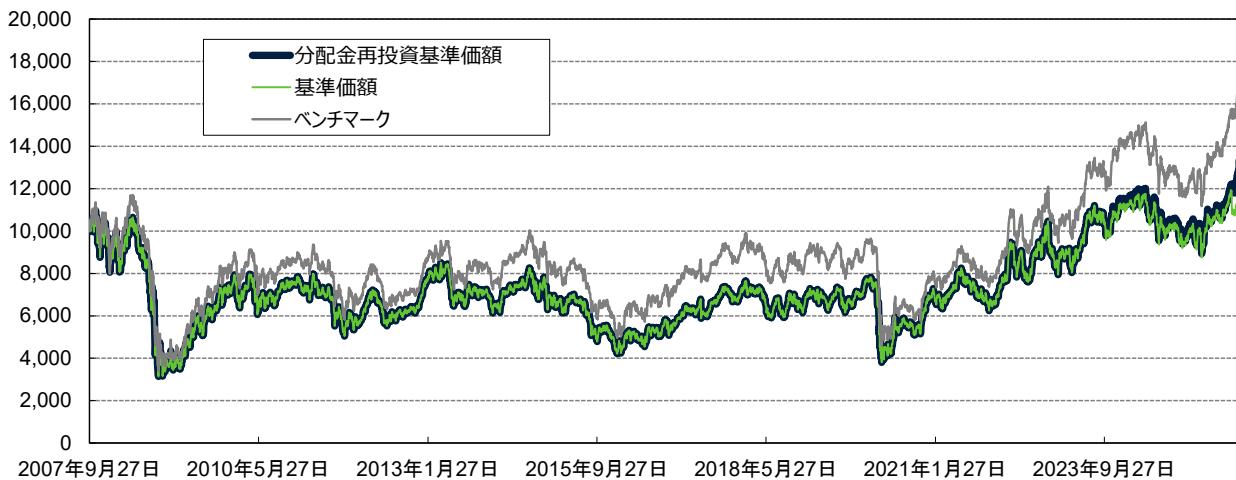
## ■分配実績（1万口当たり、税引前）

決算期	分配金
第14期(2021年9月30日)	0円
第15期(2022年9月30日)	0円
第16期(2023年10月2日)	220円
第17期(2024年9月30日)	0円
第18期(2025年9月30日)	840円

設定来累計 1,060円

・運用状況によっては分配金が支払われない場合があります。

## ■設定來の基準価額とベンチマークの推移



- 分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
- 設定日を10,000として指数化

## ■基準価額（税引前分配金再投資）とベンチマークの騰落率

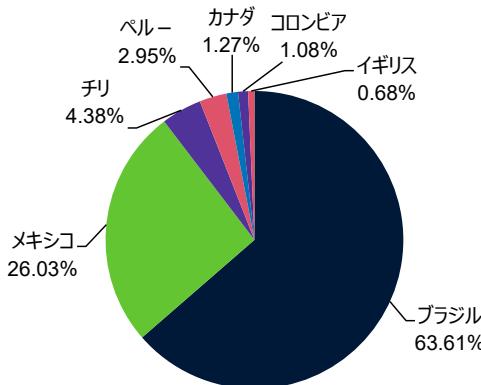
	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	7.67%	18.83%	27.70%	38.98%	51.18%	35.73%
ベンチマーク	7.02%	20.12%	32.21%	48.43%	65.28%	76.12%

- 騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。
- 税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。
- 基準価額は信託報酬控除後の価額です。信託報酬率については、上記「信託報酬」欄をご参照ください。

※2021年12月18日付で、MSCI EMラテンアメリカ・インデックス（配当込み、円ベース）より、MSCI EM ラテンアメリカ 10/40 インデックス（配当込み、円ベース）にベンチマークを変更しております。「設定來の基準価額とベンチマークの推移」および「基準価額（税引前分配金再投資）ベンチマークの騰落率」は、旧指数と現行指数の各々の採用期間の数値をつないで算出しています。

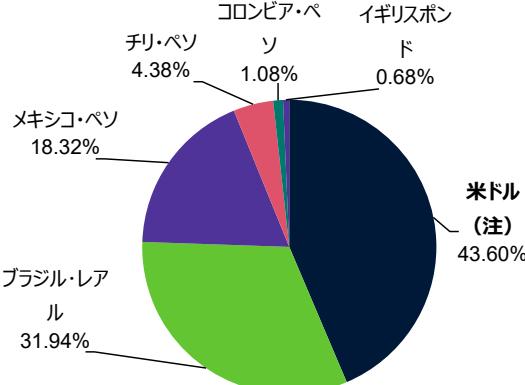
上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。最終ページの「本資料に関するご留意事項」を必ずご参照ください。

## ■国/地域別組入状況



- キャッシュ等は含みます。
- カナダおよびイギリスに該当する銘柄は、登記をラテンアメリカ各国以外で行っているものの、事業基盤や収益の源泉をラテンアメリカ各国に有していると運用担当者が判断した銘柄です。

## ■通貨別組入状況



- キャッシュ等は含みます。

(注) 米ドルに占めるADR比率 **96.33%**

## ■組入上位10業種

	業種	投資比率
1	銀行	29.03%
2	素材	19.55%
3	金融サービス	10.16%
4	公益事業	9.48%
5	エネルギー	7.20%
6	生活必需品流通・小売り	4.89%
7	食品・飲料・タバコ	4.52%
8	電気通信サービス	3.28%
9	運輸	2.72%
10	耐久消費財・アパレル	2.48%

## ■組入上位銘柄

	銘柄名	国/地域	業種	投資比率
1	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	ブラジル	銀行	8.83%
2	ITAU UNIBANCO HLDNG-PREF ADR	ブラジル	銀行	7.09%
3	PETROLEO BRASILEIRO S.A.-ADR	ブラジル	エネルギー	5.52%
4	GRUPO MEXICO SAB DE CV-SER B	メキシコ	素材	4.76%
5	VALE SA-SP ADR	ブラジル	素材	4.75%
6	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	メキシコ	銀行	4.23%
7	CIA SANAMENTO BASICO DE SP	ブラジル	公益事業	3.32%
8	AMERICA MOVIL SAB-ADR	メキシコ	電気通信サービス	3.28%
9	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	ブラジル	金融サービス	3.27%
10	B3 SA - BRASIL BOLSA BALCAO	ブラジル	金融サービス	3.06%

## \*ADR（米国預託証書）について

外国企業・外国政府あるいは米国企業の外国法人子会社などが発行する有価証券に対する所有権を示す、米ドル建て記名式譲渡可能預り証書のこと。当該外国企業に対して米国企業と同様の厳格なディスクロージャー・ルールが適用され、米国会計基準に基づく財務諸表の作成と監査が必要となり、財務諸表の信頼性の向上が期待できます。また、米国での知名度向上が見込まれるだけでなく、米国の投資家による投資が容易となることから、現地株に比べて流動性が高まる場合があります。ADRは基本的に米ドル建てですが、その裏付けとなっているのは一般的に現地（通貨建て）株です。このため、ADRの価格は主に1. 現地株の価格、2. 現地通貨と米ドルの為替レート、の影響を受けることから、基本的には円ベースで考えるとADRへの投資には現地株への投資と同様の投資結果が見込まれます。

※ペビーファンドベース。投資比率は、マザーファンドの投資比率と当ファンドが保有するマザーファンド比率より算出しております。

※国／地域、業種につきましては委託会社の分類に基づいて表記しております。

※同一企業が発行する種類の異なる株式等（優先株・普通株等）を組み入れることがあり、それらは個別の銘柄として記載しております。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。最終ページの「本資料に関するご留意事項」を必ずご参照ください。

## ■（ご参考）ラテンアメリカ諸国の中な株価指数の成績

	株価指数	前月末比
ブラジル	ボペスパ指数	6.37%
メキシコ	ボルサ指数	1.32%
チリ	サンティアゴIGPA指数	7.39%
ペルー	MSCI NUAM ペルー総合株価指数	0.98%
コロンビア	IEQC指数	3.52%

出所：LSEG Datastream

## ■（ご参考）為替市場の変動

	前月末比
ブラジル・レアル／円	2.20%
メキシコ・ペソ／円	2.63%
チリ・ペソ／円	3.09%
ペルー・ソル／円	2.18%
米ドル／円	1.64%

出所：投信協会発表の為替レート

## ■月次コメント

## 【市場概況】

11月は、一部通貨に対し米ドル安となったこと等が支援材料となり、ラテンアメリカ株式市場(MSCI EMラテンアメリカ・インデックス(現地通貨ベース))は上昇しました。

ブラジルは、一部セクターの企業業績が好調だったこと等が支援材料となり、株式市場は上昇しました。メキシコは、需要の改善や、好調な企業活動等を背景に資本財銘柄が堅調に推移したこと等が支援材料となり、株式市場は上昇しました。チリは、堅調に推移した素材銘柄等が牽引し、株式市場は上昇しました。コロンビアは、堅調に推移した金融銘柄等が牽引し、株式市場は上昇しました。

(株式市場の騰落の記載がある場合は現地通貨ベースで記載しております。)

## 【今後の見通し】

世界の金融市場は、各国との貿易関税交渉が進展していること、特に中国と米国間で進展が見られることを引き続き好感しており、グローバルで貿易協定に向けて進歩が見られるとの見方が市場では広がっています。新興国株式市場は、これに加えて、AI関連分野への設備投資や一部の国における金融緩和等が支援材料となっています。

米国の政策不透明感や経常・財政赤字の大幅な拡大は、米ドルの下落要因となっています。このことは新興国株式市場にとっては支援材料となるとみています。米ドルの下落は国内のインフレに対し緩和圧力をかけ、一部の国においては金融政策の緩和余地の拡大につながるだけでなく、資本流入の促進、債務返済コストの低下、企業収益にとっての支援材料となる可能性があるとみています。

世界貿易については、米国からの需要の底堅さ等が支援材料となるとみています。また、テクノロジー分野では、AI関連の設備投資への需要が来年にかけて堅調に推移するとみられ、このことも下支えとなると考えます。

足元のエマージング株式市場における主なリスクは、トランプ政権に関連する政策の不確実性とそれが世界的な経済成長にもたらす影響、中国における政策の展開、AIに関連する需要の見通し等が挙げられます。

市場別では、ブラジルは、株価水準は魅力的であると評価しています。コロンビアは、巨額の経常赤字と財政赤字を懸念しています。チリは、割高な株価水準や軟調な企業業績等を懸念しています。メキシコは、株価水準は適正な水準にあると評価する一方、政治リスク等を懸念しています。

追加型投信／海外／株式

## ■ ファンドの目的

主としてラテンアメリカ諸国の株式に投資し、信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。

## ■ ファンドの特色

1

### ラテンアメリカ諸国\*の株式を実質的な主要投資対象とします。

\*MSCI EM ラテンアメリカ 10/40 インデックスの構成国を指します。MSCI EM ラテンアメリカ 10/40 インデックスは、MSCI EM ラテンアメリカ・インデックスを基に、1銘柄の組入比率の上限を指数全体の10%、5%以上組入れる銘柄の組入比率の合計を指数全体の40%までに制限したもので、投資ファンドの信用リスクの分散を求めるUCITS指令(欧洲委員会が定めたEU域内における投資ファンドの統一基準)の趣旨に沿って指数構成銘柄の組入比率を調整した指数です。当指数に関する著作権、およびその他知的所有権は MSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用することは禁じられております。

\*ファンドは、主としてシユローダー・ラテンアメリカ株マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)を通じて投資を行います。

\*投資対象国の株式を投資対象国以外の国で流通させるために当該株式を銀行などに預託し、代替として海外市場で発行される預託証券(DR: Depositary Receipt)を投資対象に含みます。

\*投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。

2

### MSCI EM ラテンアメリカ 10/40 インデックス(配当込み、円ベース)\*<sup>1</sup>をベンチマーク\*<sup>2</sup>とします。

\*1 MSCI EM ラテンアメリカ 10/40 インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発したMSCI EM ラテンアメリカ 10/40 インデックスをもとに、シユローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が独自に算出したものです。

\*2 ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

#### シユローダー・ラテンアメリカ株投資の主要投資対象国



3

### 実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

4

### マザーファンドの運用にあたっては、シユローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。

追加型投信／海外／株式

### ■投資リスク

#### ■ 基準価額の変動要因

■ ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

■ 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

#### 組入株式の 価格変動リスク、 信用リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

#### 為替変動リスク

実質外貨建資産について、当該外貨のレートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

#### カントリー リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

#### 流動性に関する リスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

追加型投信／海外／株式

### ■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

#### [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### [流動性リスクに関する留意事項]

ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取引となったり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金申込みの受付けを中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

#### [ファミリーファンド方式に関する留意事項]

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴なう組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

#### [現金等の組入に関する留意事項]

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

### ■ リスクの管理体制

- 運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について隨時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。
- 流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを隨時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

追加型投信／海外／株式

お申込みの際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

## お申込みメモ

購入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一般コース 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位</li> <li>■自動けいぞく投資コース 1万口以上1口単位または1万円以上1円単位</li> </ul> <p>詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※原則として購入後のコースの変更はできません。</p>
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購入代金	原則として購入申込日から起算して6営業日目までにお支払いください。
換金単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一般コース 1口単位または1円単位</li> <li>■自動けいぞく投資コース 1口単位または1円単位</li> </ul>
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	<p>原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p>
購入・換金申込不可日	<p>申込日当日が次のいずれかの場合には、購入・換金の申込みは受付けません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■国内の休業日</li> <li>■ロンドン証券取引所の休業日</li> <li>■ニューヨーク証券取引所の休業日</li> <li>■ロンドンの銀行の休業日</li> <li>■ニューヨークの銀行の休業日</li> </ul>
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件あたり10億円を超える換金の申込みは行えません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	<p>金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受けた各申込みの受付けを取り消すことがあります。</p> <p>*投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等</p>
信託期間	2027年9月30日まで(2007年9月27日設定)
繰上償還	受益権口数が25億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年9月30日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<p>年1回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。</p> <p>販売会社との契約によっては、再投資が可能です。</p> <p>なお、分配を行わない場合があります。</p>
信託金の限度額	3,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</li> <li>当ファンドは、NISAの対象ではありません。</li> <li>■配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul>
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に「ラテン株」として掲載されます。

追加型投信／海外／株式

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に <b>3.30% (税抜3.00%)を上限</b> として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	換金申込日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。 ※受益者の公平を図るため、ファンドを解約される受益者の解約代金から差し引いて信託財産に繰り入れる金額です。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率2.068% (税抜1.88%)</b> 。 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	
	委託会社	0.90% ファンドの運用判断、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
	販売会社	0.90% 購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンドの管理、および事務手続き等
	受託会社	0.08% ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
委託会社の配分には、マザーファンドの運用委託先であるシユローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに対する報酬が含まれています。		
その他の費用・ 手数料	法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等 ファンドの純資産総額に対して <b>年率0.055% (税抜0.05%)を上限</b> とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。	
	組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

※お申込みの際は、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

追加型投信／海外／株式

## ■ファンドの関係法人

●委託会社	シユローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 [設定・運用等]  金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第90号  加入協会／一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
●受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 [信託財産の管理等]
●販売会社	野村證券株式会社 [募集の取扱い等]  金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号  加入協会／日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

## 本資料に関するご留意事項

- お申込みの際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は、販売会社（野村證券）にご請求ください。ファンドの販売条件等の詳細につきましては、販売会社（野村證券）にお問い合わせください。
- 本資料は、シユローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）が設定した投資信託に関する商品説明資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。■投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。■本資料に示されている運用実績、データ等は過去のものであり、将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。投資資産および投資によりもたらされる収益の価値は上方にも下方にも変動し、投資元本を毀損する場合があります。また外貨建て資産の場合は、為替レートの変動により投資価値が変動します。■本資料は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されておりますが、弊社はその内容の正確性あるいは完全性について、これを保証するものではありません。■本資料中に記載されたシユローダーの見解は、策定時点で知りうる範囲内の妥当な前提に基づく所見や展望を示すものであり、将来の動向や予測の実現を保証するものではありません。市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。■本資料中に個別銘柄についての言及がある場合は例示を目的とするものであり、当該個別銘柄等の購入、売却などいかなる投資推奨を目的とするものではありません。また当該銘柄の株価の上昇または下落等を示唆するものではありません。■本資料中に含まれる第三者機関提供のデータは、データ提供者の同意なく再製、抽出、あるいは使用することが禁じられている場合があります。第三者機関提供データはいかなる保証も提供いたしません。第三者提供データに関して、本資料の作成者あるいは提供者はいかなる責任を負うものではありません。
- ※MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと（又は行わないこと）の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものではありません。